

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険 被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は**保険税(料)が減免**となります。

【国民健康保険税・後期高齢者医療保険料減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ **保険税(料)を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少^(注)が見込まれる世帯の方
⇒ **保険税(料)の全部又は一部を減免**

(注)保険税(料)が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

(1) 事業収入や給与収入など、種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

(2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること

(3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年度の所得の合計額が400万円以下であること

※申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

○**保険税(料)の減免額**は、**減免対象保険税(料)額**(A×B/C)に**減免割合**(D)をかけた金額です。

減免対象の保険税(料)額 (A×B/C)

A : 世帯の被保険者全員について算定した
保険税(料)額

B : 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る前年の所得額

C : 世帯の主たる生計維持者及び世帯の被
保険者全員の前年の合計所得金額

前年の合計所得金額に応じた減免割合 (D)

300万円以下の場合 : 全部 (10分の10)

400万円以下の場合 : 10分の8

550万円以下の場合 : 10分の6

750万円以下の場合 : 10分の4

1000万円以下の場合 : 10分の2

※新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の所得金額にかかわらず、対象保険税(料)の全額を免除。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、まずは **多良木町役場 健康・保険課**にお問合せ下さい。

多良木町役場 健康・保険課 保険年金係

電話 : 0966-42-1255 メールアドレス : kenkou@town.taragi.lg.jp

ホームページにも関連情報を掲載しています。

<https://www.town.taragi.lg.jp> (「コロナ減免」で検索)

介護保険のコロナウイルス減免については裏面をご確認ください。

【介護保険料減免の対象となる方】

①新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

⇒ 保険料を全額免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少^(注)が見込まれる世帯の方

⇒ 保険料の全部又は一部を減免

(注) 保険料が一部減免される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年度所得の合計額が400万円以下であること

※ 申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

○保険料の減免額は、減免対象保険料額(A×B/C)に減免割合(D)をかけた金額です。

減免対象の保険料額 (A×B/C)

- A : 第一号被保険者の保険料額
B : 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
C : 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

前年の合計所得金額に応じた減免割合 (D)

- 200万円以下の場合 : 全部(10分の10)
200万円を超える場合 : 10分の8

※新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得にかかわらず、対象保険料の全部を免除

保険税等の減免申請について

- ① 減免申請書
- ② 添付書類(減免の理由を証明する書類)
- ③ 減免申請の状況報告書(新型コロナウイルス感染症関連 収入減少等)

※申請書関係につきましては、健康・保険課の窓口にあります。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、まずは多良木町役場 健康・保険課にお問合せ下さい。

お問合せ先

多良木町役場 健康・保険課

電話:0966-42-1255(直通) メールアドレス:kenkou@town.taragi.lg.jp

ホームページにも関連情報を掲載しています。

<https://www.town.taragi.lg.jp>